

学級閉鎖



息子がインフルエンザにかかりました。クラス29人中、息子を含む17人が体調不良で欠席したため、学級閉鎖となりました。息子のクラスはこれまで何度か学級閉鎖になることがありましたが、クラスの

半分以上が欠席するというのははじめてでしたので、とても驚きました。

学級閉鎖になると一昔前はそのまま自宅待機でしたが、最近ではオンラインで授業を実施しており、時代を感じました。

昼食時も、オンラインで繋いだまま、お互いの昼ご飯を見せ合っているの、妻からはとても嫌がられています。

最終準備書面

民事訴訟では、お互いに書面で主張・反論をしていきますが、判決言渡しの前に最後に提出する書面を最終準備書面といいます。

証人尋問を実施した後に作成することになるので、尋問時の証言を引用したり、これまでの主張を整理したりして、裁判所に対し、当方の主張をできるだけ理解しやすいように伝えます。

もっとも、裁判官の心証が開示されていて、ある程度結果が予想できる場合には作成しないこともあります。

経済的全損

交通事故の物損で問題となります。

事故で車両が損傷した場合、まずは修理代を算出します。この修理代を加害者（または加害者側の保険会社）に対しそのまま請求できればいいのですが、必ず全額請求できるとは限りません。もし、事故時の車両の時価が修理代よりも低い場合、修理をしないで当該事故車両と同等の中古車を購入した方が合理的です。たとえば、事故時の車両の時価が200万円で修理代が150万円の場合には、修理をした方が安いので修理代全額が損害として認められます。これに対し、事故時の車両の時価が100万円で修理代が150万円の場合には、同等の中古車を購入した方が安いです。ですので、この場合には100万円の限度でしか修理代が認められません。修理はできるけど経済的には全損と評価せざるを得ないよねということです。

実際には、同等の中古車を探し出して購入するのにも手間暇がかかりますので、損害としては足りないのではないかと思います、実務上、定着した運用なので仕方ありません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設